

令和3年度事業計画

【展 望】

令和2年1月に始まった新型コロナウイルス感染症は、収束に向かっているとは言い難く、3年度（以下「本年度」という。）もコロナ禍での活動となることを覚悟しなければなりません。

会員の中には、生活環境や年齢的なことから、コロナ禍の活動には懸念を示す方もおられるかもしれませんが、社会経済はコロナ禍でも確実に動いていることを考えれば、国民の権利を擁護する使命を担う司法書士は、感染防止を徹底することは当然ながら、登記、供託、その他の法律事務の専門家、すなわちプロとしての活動が求められるのであり、コロナ禍においても存在感を示していかなければならないと考えます。

わけても喫緊の課題は、社会的にも大問題として認識されている相続登記未了を原因とする所有者不明土地問題への対応です。今般、相続登記の義務化等を含む「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」が3年3月5日に閣議決定され、第204回通常国会に上程。衆議院法務委員会での審議を経て4月1日衆議院本会議において全会一致で可決。現在、参議院法務委員会での審議を終え、4月中旬には参議院本会議で可決成立となる見通しです。この法律改正案において、不動産登記に関する部分で言えば、相続による不動産取得を知った日から3年以内に登記申請をしなかった場合、最大10万円の過料が、同様に、氏名、住所等の変更の登記は2年以内の申請が義務づけられ、違反時は最大5万円の過料が科されるなど、市民の権利に大きく影響する改正がなされています。このことから、今後市民の関心が一気に高まるものと想定され、会員の誰もが新たな法律に関する相談に応じられるようにしなければなりません。

折しも、4年8月3日、司法書士制度は150周年という節目を迎えます。日司連では、これを機に、来るべき大相続時代を前に、司法書士が相続登記の専門家であることを国民に理解してもらうことを目的として、大々的に広報活動を展開するとしており、各単位会の協力を要請しています。本会では、業務、相談事業部において、本会、支部、他団体等との連携をはかり、強固な相談及び受託体制を形成し、また、旧法を含めた相続に関する知識の向上を含め、出来るだけ多くの研修機会を提供して参ります。

また、コロナ禍による長引く自粛要請は、飲食関係を中心に非正規雇用者などの貧困問題に発展していることを忘れてはなりません。司法書士としてできることは、しっかりと対応して行こうと思います。

東日本大震災から10年が経過し、被災地の状況も大きく変わってはいますが、今なお、戻れない地域も存在しています。大規模災害はいつ起きるか予想はできませんが、司法書士会館が被災した場合、そしてクラスターが発生した場合の対

応も常に想定しておかなければなりません。BCP（事業継続計画）の策定のみ
に終わることなく、平時からシミュレーションを行い、万一の事態に備えたいと
考えます。

以上のことを踏まえ、本年度は以下の7つを重点事業と致します。

【重点事業】

1 相続登記促進と相談事業の充実

2025年以降、我が国における人口比率の多い世代が後期高齢者となることから、
大相続時代の到来と言われていています。日司連では、司法書士制度150周年となる令
和4年を前に、プレ150周年として司法書士が相続登記の専門家であることを幅
広く広報するとしており、その受け皿となる相談窓口として、全国の単位会に「相
続登記相談センター」の設置を呼びかけました。本会でも、3年2月1日より同
センターを稼働させていますが、県内では核家族化による単身高齢者の持ち家比
率も高く、また、山林や農地などを中心に相続登記を意図的に行わないケースも
散見されることから、相談事業部、支部、関連団体との連携を深め、相談窓口を
充実させることで、相続登記の促進に繋げて行きたいと考えます。

2 空き家問題への対応並びに所有者不明土地解消作業への協力

長野県の人口は、2010年以降減少を続けています。社会的には核家族化が進み、
また、推定相続人の持ち家率も高く、現所有者亡き後に住宅が空き家となるケー
スは年を追うごとに増加すると見込まれます。県内市町村の対応は、これまで比
較的動きが緩やかでしたが、徐々にではありますが、セミナー等への講師派遣依
頼も来始めています。空き家問題は、相続等登記と絡めて検討しなければならない
ことが多く、地域ごとの対応が必要となります。今年度より空き家問題等対策
委員会を業務部内に設置し、各支部との連携を図り、あらゆる面でのサポート体
制を構築したいと考えます。

法務局による所有者不明土地解消作業は、30年度から長野県公共嘱託登記司法
書士協会（以下「公嘱協会」という）が対応してきましたが、所有者不明となっ
ている土地は相続登記の未了が要因であることから、本来は本会が対応すべき事
業を、入札の関係から公嘱協会の力に頼ってきたものです。本年度からは、相続
登記促進事業の一環として、本会会員にも積極的に協力を求め、公嘱協会に協力
して行きたいと考えます。

3 裁判手続き、オンライン登記手続等へ取組み

裁判所提出書類の作成業務及び簡裁訴訟代理関係業務の実績は、年間を通じて
非常に少ない状況が続いています。ところで、裁判事務のIT化も数年後には実
現すると思われませんが、訴訟代理人が作成する提出書類のみならず、本人申立て
における提出書類についても、オンラインによる提出を原則とする案が採用され
る可能性があると言われており、司法書士によるサポートが今後より一層必要と
されることも予想されます。本年度も、ゼミナール等が中心になりますが、会員
の裁判事務への関心を高め、受託・受任のチャンスを逃さないようサポートして

行きたいと考えます。

また、近年、インターネット上で登記申請書類作成サービスを提供するグレーゾーン事業者が存在していることや、インターネットの利用者が増えたことで、司法書士に頼らず、個人で登記申請を行う方も多くなりました。また、印鑑の廃止等が行政を中心に進んでおり、電子文書による登記手続きにも対応して行かなければなりません。登記業務を取り巻く環境も大きく変化していますが、関連する各種情報の提供にも併せて取り組んで行きたいと考えます。

4 多文化共生時代への取組み

長野県に在留している外国人は3万7千人。少子高齢化による労働人口を補う目的での来日も多く、労働者としての期待が寄せられています。

長野県は、県内在住の外国籍の住民等を対象に、元年10月1日、多文化共生相談センターを立ち上げており、15の言語に対応し、相談に応じるシステムを構築しています。昨年度から新型コロナウイルスの影響で、国内への人の流入が制限されていますが、国内で生活をしている外国人への法的支援は、司法書士の役割でもあり、県などと連携し、司法書士の業務範囲に応じた相談ができるよう、研究と協力体制の構築を図りたいと考えます。

5 会員執務の適正化及び研修の充実

昨年度の苦情件数は、一昨年比で半減しましたが、インターネット利用者の拡大は、情報を入手しやすく、司法書士の執務姿勢が問われやすい環境と言っても過言ではありません。年間の研修単位12単位の取得は、国民の権利を擁護するためには必要不可欠であり、研修を受講することで執務の見直しにもなると考えます。本年度は集合研修を中心に事業を行うことが決定されていますが、会員の皆さんに十分な知識と倫理観を持って業務に臨んでいただくために、感染防止対策を十分に実施し、昨年度実施を見送った会員研修会についても、時間を短縮するなどして提供して行きたいと考えています。

6 広報活動の充実

司法書士の活動は広報を通じて市民へ伝えられるため、その役割は重要です。本年度は、リニューアルされた本会ホームページを十分に活用し、誰もが本会にアクセスしやすい環境を提供して行きたいと考えます。また、広報の媒体は事業のテーマによって異なるべきであり、今年度は、相続登記の促進、空き家対策、所有者不明土地問題への取組み、司法書士市民法律教室、司法書士会が実施する各種相談会等の周知に際し、ウェブなどの媒体を用いた広報も含め、事業ごとに一番伝えたい世代等へ確実に届く広報活動を展開したいと考えます。

7 事務局新体制の構築及び検証

4月1日より、安達事務局長を中心とした新たな事務局体制がスタートしています。事務局改革は2年前から行っていますが、事務局が行う事務の一部を執行部や各部が分担するための業務改革を進めなければなりません。なお、前年度まで事務局担当副会長を設置しましたが、本年度からは事務局専務の常任理事を配置し、改めて役割分担を検証したいと考えます。

また、事務局における非常事態等を想定したBCPの検討と見直しを引き続き行い、新型コロナウイルス感染対策又は、自然災害によって事務局が被災した場合等についてもシミュレーションを実施したいと考えます。

最後に、重点事業には掲げませんでしたでしたが、元年10月の台風19号に起因する千曲川の堤防決壊は広範囲にわたる大規模災害となり、いまだに仮設住宅で生活をしている被災者も存在していることから、本年度も引き続き、支援活動に積極的に関与して参りたいと考えています。

【各部の事業】

≪ 総務部 ≫

＜総務関係＞

- 1 会員の職能倫理の向上のための適正な会員指導の実施
 - (1) 会員に対する注意喚起及び情報提供
 - (2) 苦情事例集の改訂
 - (3) 職務上等請求書の使用状況の報告事項（管理台帳写し）の確認
- 2 危機管理体制の整備
 - (1) 事業継続計画（BCP）の精査・検証
 - (2) 防災備品等の準備
 - (3) 防災訓練等の実施
- 3 執行部及び事務局の機能及び運営の合理化・効率化に向けた検討及び推進
- 4 関連団体との司法書士制度を取り巻く最新情報の交換及び課題等の検討
- 5 他会、隣接職能団体、関係機関等との情報交換及び連携
 - (1) 士業三者（司法書士・弁護士・税理士）懇談会の開催
 - (2) 他会との交流会の開催
 - (3) 法務局・司法書士会・土地家屋調査士会連絡会の開催
 - (4) 長野県災害支援活動士業連絡会への対応

＜広報関係＞

- 6 会報「信濃」の企画・発行
- 7 広報活動の充実
 - (1) 制度広報の検討及び実施
 - (2) 事業広報の強化・拡大

≪ 経理部 ≫

- 1 健全財政を維持するための効率的運営方法の検討
 - (1) 長期的な見地からの財政基盤の安定に向けた継続検討
 - (2) 予算執行に関する管理

≪ 業務部 ≫

1 登記業務対策事業

- (1) 相続登記の受託促進
- (2) 商業及び法人登記の受託促進
- (3) オンライン登記申請の推進
- (4) 権利登記研究委員会の開催
- (5) 登記関係法令の改正への対応
- (6) 所有者不明土地及び空家対策事業

2 司法書士法の規定に違反する事実の有無についての実態調査等

- (1) 法務局が実施する実態調査への協力
- (2) 会員からの情報提供に基づく事案への対応

3 裁判業務推進事業

- (1) 簡裁訴訟代理関係業務の推進
- (2) 本人訴訟支援業務の受託推進
- (3) 家事事件の受託推進
- (4) 民事法律扶助の推進
- (5) 本人訴訟・少額裁判支援センターの運営
- (6) 裁判手続きのIT化に関する研究及び情報提供等

4 外国人のためのリーガルサービス拡充に向けた取組

- (1) 外国人住民を対象とした相談窓口の設置等に向けた検討
- (2) 対応可能会員の拡充等

5 社会問題への積極的な対応

- (1) 長野県等が主催する会議等への参加と事業への協力及び会員への情報提供
- (2) 養育費相談会の実施
- (3) 生活困窮者支援事業の実施
- (4) 年末困りごと相談会の開催
- (5) 自死問題への対応
- (6) 多重債務・特殊詐欺・悪質商法被害等の消費者問題への対応
- (7) 社会問題への対処法等の検討

6 国民への法的サービスの実施

- (1) 高校生・大学生・短大生対象の消費者教育、労働教育等の実施
- (2) 中学生対象の法律教室の実施と教材作成
- (3) 市民を対象とした市民法律教室の開催
- (4) 企業対象法律教室の実施
- (5) 法教育の実施
- (6) 他機関・他団体主催の研修会、講演会等に対する講師の派遣
- (7) 本会HPの更新

7 空き家問題対策等への積極的取組

- (1) 市民向け空き家対策、空き家化予防セミナーの教材作成

- (2) 上記セミナーを各支部対応とするための支部向けの案内
- (3) 自治体（全市町村）と各支部との空き家協定の締結
- (4) 自治体（全市町村）・地域団体等に上記セミナーの周知
- (5) 住民学校（連続講座）実施の地域を募集・選定・実施
- (6) 本会HPの更新
- (7) 他団体の実施する空き家対策会議・研修への派遣・情報共有

≪ 研修部 ≫

1 会員研修会の開催（年4回×2コマ 年4回×3.0単位）

- (1) 司法書士業務を行うための基礎的素養及び一定の能力を身に着けるための研修会の開催
- (2) 支部研修会で利用することを前提とした倫理研修会の開催（×2単位）

2 認定司法書士研修会の開催（年1回×2コマ 年1回×2単位）

- (1) 簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判所等提出書類作成業務等一定の能力を身に着けて業務実践を推進していくための研修会の開催

3 年次制研修会（日司連、関ブロ研修会）の実施

- (1) 会員の職能倫理の向上のための適正な会員指導の実施に資するため研修会等の開催

4 日司連新人研修実施要領による新人研修会の実施

- (1) 集合研修の実施及び運営
- (2) 配属研修の実施

5 支部研修会への支援

- (1) 支部研修における必要開催単位数の依頼及び情報提供
- (2) 本会研修会・日司連・関ブロ研修会等のDVD等による研修の斡旋
- (3) 支部研修会への講師派遣

6 特定分野、執務問題、専門実務研究の推進

- (1) 複雑、多様化する市民のニーズに応えるための幅広い知識や高度な専門性を培うテーマの研究及び研修会の開催
- (2) 同時配信・DVD視聴等多様な方式による多様な研修動画の提供

7 31条業務対策研究会

- (1) 後見業務（未成年後見を含む）、財産管理業務、民事信託業務の適正な執務を担保するシステムを構築するための研究
- (2) リーガルサポートほか他団体との連携（地域連携ネットワークの構築）
- (3) 相続財産・不在者財産管理人名簿の調製等
- (4) 相談会・研修会等リーガルサポートとの共催事業の実施

8 単位の認定・管理

- (1) 所定単位達成のための研修の実施と研修情報の提供
- (2) 日司連研修オンデマンド（研修ライブラリ・eラーニング）等の研修情報の提供

(3) 単位取得状況を向上させるための施策の検討と対応

9 日司連、関東ブロック研修への対応ほか

(1) 司法書士中央研修所、関ブロ研修委員会への委員の派遣及び協力並びに情報収集

(2) 司法書士会、司法書士関連団体の主催する研修会その他各種研修会への派遣・視察

10 研修体制等の検証・検討 ほか

(1) 研修内容、研修体制の検証・検討

(2) 単位未達成者への対応

(3) 研修資料利用契約・規約の標準様式化の検討

(4) 研修単位管理の効率化の検討

(5) 会員研修会等を同時配信するシステムの導入の検討・検証

(6) 行政書士会・税理士会等 8 士会で参加を希望する会と連携して共通新人研修（業際を中心とする業務範囲の確認）の実施に向けた検討会議・テキスト作成の実施

《相談事業部》

1 相談事業の運営

(1) 司法書士総合相談センターの運営

(2) 各種相談事業の実施

(3) 相続登記相談センターの運営

2 他団体との連携による法的サービスの拡充

(1) 他団体主催の相談会への相談員の派遣

(2) 長野県災害支援活動士業連絡会担当者会議等への参画

(3) 司法支援センター（法テラス）地方事務所との連携

(4) 行政機関の相談担当者を対象とする説明会の開催

(5) 天災等による特別相談会への対応

3 司法書士調停センターの運営

(1) 調停の実施

(2) 調停センターの対外的広報活動の実施

(3) 手続実施者の養成と拡大のための研修会

(4) トレーニング等の実施又は派遣

(5) 手続実施者名簿の更新及び管理

(6) 会員向け（対内的）啓発活動の実施

(7) 調停センターの運営の在り方の検討